

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
①	②	③	④		

令和 6 年 分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な)

1. 政治団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平字五色町1 ネオフラッツ103

3. 代表者の氏名

4. 会計責任者の氏名

(事務担当者の氏名)

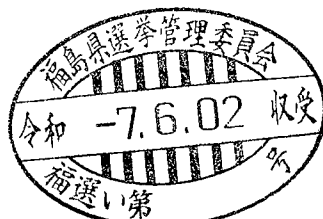
吉田佳代

(電話)

7.6.13

090-1372-0123

(収受欄)



もりまさこせいけいけんきゅうかい

森まさこ政経研究会

三好雅子

吉田佳代

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入 力
	☐	☐

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 三好雅子

公職の種類 参議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	149,233
(前年からの繰越額)	149,233
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	52,107
翌 年 へ の 繰 越 額	97,126

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数		0
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	0	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目		金 額	備 考
1 経 常 経 費		十億 百万 千 円	
(1) 人 件 費		0	
(2) 光 熱 水 費		0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		52, 107	
(4) 事 務 所 費		0	
小 計		52, 107	
2 政 治 活 動 費		0	
(1) 組 織 活 動 費		0	
(2) 選 挙 関 係 費		0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費		0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		0	
イ 宣 伝 事 業 費		0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		0	
エ そ の 他 の 事 業 費		0	
小 計 ((3)ア～エ)		0	
(4) 調 査 研 究 費		0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		0	
(6) そ の 他 の 経 費		0	
小 計		0	
合 計		52, 107	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品消耗品費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	52,107				
合 計	52,107				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 31 日

政治団体の名称

森まさこ政経研究会

会計責任者の氏名

吉田佳代



代表者の氏名 (解散団体のみ)

(印)

(備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年5月29日

森まさこ政経研究会

代表 三好 雅子 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修終了年月日

尾 藤 文 隆
第 1121 号

平成 21 年 4 月 23 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、森まさこ政経研究会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士法人尾藤会計事務所（東京都新宿区西新宿 7・18・10 島田ビル 3 階）にて行った。同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施するに当たって、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが効率的であると判断したためである。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定す

る収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

森まさこ政経研究会と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、森まさこ政経研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上